

東尾張地区協会規約

第1条 本協会は、東尾張地区サッカー協会と称す。

第2条 本協会は、事務局を東尾張地区サッカー協会に置く。

第3条 本協会は、サッカー競技に関する健全な普及・発展・競技精神の高揚を目的とする。

第4条 本協会は、社会人部会・中学部会・少年部会・女子部会に区分される。

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の行事を行うものとする。

第1項 大会の運営

第2項 競技の奨励、及び競技技術の研究・技術の向上、及び指導。

第3項 審判技術の研究・技術の向上、及び審判員の養成並びに派遣。

第6条 本協会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名

理事 若干名 会計 1名 会計監査員 2名

第7条 会長・副会長は、総会の推薦による。

第8条 理事長は、理事会の推薦による。

第9条 理事は、次の各項により推薦され、理事会で承認されたものをあてる。

社会人・中学・少年・女子の各部会より若干名。

第10条 役員の任期は2年とする。但し、重任又は再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は直ちに補充し、任期は前任者の残任期とする。

第11条 会長は、本協会を代表し、業務を総監する。

第12条 理事長は、会長の命により本協会の一般業務について処理する。

第13条 副理事・理事は、理事長の命により一部業務について処理する。

第14条 会長は、役員を招集し重要事項を審議する。

第15条 理事長は、必要の都度理事を招集し審議する。

第16条 本協会の運営費等は、会費・助成金・寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

第17条 本協会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第18条 本協会の規約は、理事会において変更することができる。

第19条 本協会の規約の違反者(団体)があった場合、各部会の報告を受け総会又は理事会の決定により、その資格を停止させるか、除名することができる。

第20条 本協会の規約は別に定める本協会の運営上の諸規定、及び各部会の規定等は本規約と同等の効力を持つ。

第21条 本協会名を無断で使用することを禁止する。

第22条 本協会の規約は、平成10年4月1日より施行する。
本協会の規約は、令和元年4月1日より施行する。